

福岡県立大学と共に歩む会 規約

第1章 総則

- 第1条 この会は福岡県立大学と共に歩む会（略称 共に歩む会）といます。
第2条 この会は歩む会の目的に賛同するものを以て構成します。

第2章 目的および活動

- 第3条 この会は自己啓発と地域社会の活性化に努め、生きる喜びに溢れた社会を創ることを目指します。
第4条 この会は前条の目的を達成するために、大学と連携しながら次の活動を行います。
（1）大学と地域（住民）間の交流を促進します。
（2）地域を学習し、これからの“まち”のあり方を考えます。
（3）その他この会の目的を達成するために必要な事業（親睦を含む）

第3章 役員

- 第5条 この会に次の役員をおきます。
・会長 1名 ・副会長 2名 ・事務局長 1名
・事務局員 若干名 ・会計 1名 ・監査 2名
第6条 役員は総会において互選します。
2 この会に名誉会長をおくことができます。
第7条 役員の任期は1年とします。ただし、再任は妨げません。

第4章 会議

- 第8条 総会は会長が招集し、毎年定期に開催します。
2 その他会長が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の者から要求された時は、全員会議を開催します。
3 役員会は必要に応じて、会長がこれを招集して会務を審議します。
第9条 定例会は毎月第2月曜日とし、原則として大学内で開催します。
第10条 全ての会議は、出席者の過半数の同意を以て決定します。

第5章 会計

- 第11条 この会の経費は次のものより支弁します。
（1）会員会費 （2）寄付金 （3）その他の収入
2 会費は年間3,000円（**学生会員 1,000円**）とし、年度始めに一括納入とします。
第12条 この会計は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わります。

- （補則）この規約の他に必要な事項は別に定めます。
（付則）この規約は平成6年6月1日から施行します。
（付則）この規約を平成13年6月9日一部改正し、6月1日から適用します。
（付則）この規約を平成23年6月13日一部改正し、6月1日から適用します。